

議案第 5 号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 18 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 45 の項及び 46 の項を次のように改める。

45	長期優良住宅法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	<p>(1) 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅法第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限り。別表第 2 の 47 の項において同じ。）が提出された場合</p> <p>ア 1 戸建の住宅 6,000 円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を、申請に係る 1 の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項から別表第 2 の 48 の項までにおいて「申請住戸数」という。）で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 床面積の合計（申請に係る 1 の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が 500 平方メートル以内のもの 13,000 円</p>
----	---	---------------------	--

(イ) 床面積の合計が
500 平方メートル
を超え 1,000 平方
メートル以内のも
の

24,000 円

(ウ) 床面積の合計が
1,000 平方メー
トルを超え 2,500 平
方メートル以内の
もの

35,000 円

(エ) 床面積の合計が
2,500 平方メー
トルを超え 5,000 平
方メートル以内の
もの

65,000 円

(オ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トルを超え 10,000
平方メートル以内
のもの

112,000 円

(カ) 床面積の合計が
10,000 平方メー
トルを超え 20,000
平方メートル以内
のもの

185,000 円

(キ) 床面積の合計が
20,000 平方メー
トルを超え 30,000
平方メートル以内
のもの

228,000 円

(ク) 床面積の合計が
30,000 平方メー
トルを超えるもの

243,000 円

(2) 前号以外の場合

ア 1戸建の住宅

57,000 円

イ 共同住宅等 次に
掲げる区分に応じそ
れぞれに定める額を
申請住戸数で除して
得た金額（当該金額
に 100 円未満の端数

			<p>があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 127,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 200,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 389,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 692,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1,185,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 2,187,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 3,123,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 3,824,000円</p>
46	長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期	前項第1号ア又は第2号アに掲げる額（共同住宅等については、同項第1号イ又

計画の認定の申請（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

優良住宅建築等計画の認定申請手数料

は第2号イに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）に、次の第1号に掲げる額を加算し、次の第2号又は第3号に掲げる場合はそれぞれ該当する第2号又は第3号に定める額を更に加算して得た金額（共同住宅等については、当該金額を申請戸数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））

（1）次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計（申請に係る1の建築物の床面積（市長が別に定める算定方法により算定したものをいう。）の合計をいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの

7,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの

14,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの

24,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

31,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

58,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートル

を超え 2,000 平方
メートル以内のもの

78,000 円

キ 床面積の合計が
2,000 平方メートル
を超え 10,000 平方
メートル以内のもの

235,000 円

ク 床面積の合計が
10,000 平方メートル
を超え 50,000 平方
メートル以内のもの

420,000 円

ケ 床面積の合計が
50,000 平方メートル
を超えるもの

777,000 円

(2) 法第 8 7 条の 2 の昇
降機に係る部分が含ま
れる場合 次に掲げる
区分に応じそれぞれに
定める額

ア 昇降機を設置する
もの (イに掲げるも
のを除く。)

1 基ごとに 14,000
円 (小荷物専用昇降
機については、
5,000 円)

イ 法第 6 条第 1 項の
規定による確認を受
けた昇降機の計画を
変更して昇降機を設
置するもの

1 基ごとに 7,000
円 (小荷物専用昇降
機については、
4,000 円)

(3) 法第 6 条第 5 項又は
第 1 8 条第 4 項の構造
計算適合性判定 (以下
この号及び別表第 2 の
5 2 の項第 3 号におい
て「構造計算適合性判
定」という。)を要す
る場合 申請に係る構
造計算適合性判定を要
する 1 の建築物ごとに
次に掲げる区分に応じ

それぞれに定める額

ア 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計（市長が別に定める算定方法により算定したものをいう。以下この号及び別表第2の52の項第3号において「判定対象床面積」という。）が1,000平方メートル以内のもの
（ア）（イ）以外のもの

171,480円

（イ）構造計算が法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号及び別表第2の52の項第3号において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの

118,560円

イ 判定対象床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
（ア）（イ）以外のもの

228,720円

（イ）構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

147,720円

ウ 判定対象床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
（ア）（イ）以外のもの

262,200円

（イ）構造計算が大臣認定プログラムに

			より行われるもの 161,760円
			エ 判定対象床面積が 10,000平方メートル を超え 50,000平方 メートル以内のもの (ア) (イ) 以外のもの 346,440円 (イ) 構造計算が大臣 認定プログラムに より行われるもの
			204,960円
			オ 判定対象床面積が 50,000平方メートル を超えるもの (ア) (イ) 以外のもの 636,960円 (イ) 構造計算が大臣 認定プログラムに より行われるもの
			347,520円

別表第2の52の項中「50の項」を「52の項」に、「別表第2の51の項」を「前項」に改め、同項を同表の54の項とし、同表の51の項中「別表第2の52の項」を「次項」に改め、同項を同表の53の項とし、同表の50の項中「別表第2の49の項」を「前項」に、「法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下この号において「構造計算適合性判定」という。）」を「構造計算適合性判定」に、「構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計（市長が別に定める算定方法により算定したものをいう。以下この号において「判定対象床面積」という。）」を「判定対象床面積」に、「166,800円」を「171,480円」に、「法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号において「大臣認定プログラム」という。）」を「大臣認定プログラム」に、「115,350円」を「118,560円」に、「222,450円」を「228,720円」に、「143,700円」を「147,720円」に、「255,000円」を「262,200円」に、「157,350円」を「161,760円」に、「336,900円」を「346,440円」に、「199,350円」を「204,960円」に、「619,350円」を「636,960円」に、「337,950円」を「347,520円」に改め、同項を同表の52の項とし、同表の49の項中「別表第2の50の項」を「次項」に、

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「５１の項第１号」を「５３の項第１号」に、「５１の項」を「５３の項」に改め、同項を同表の５１の項とし、同表中４８の項を５０の項とし、４７の項を４９の項とし、４６の項の次に次のように加える。

47	長期優良住宅法第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料	<p>(1) 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅法第６条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア １戸建の住宅 3,000 円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 床面積の合計（申請に係る 1 の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が 500 平方メートル以内のもの 6,500 円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 12,000 円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,500 平方メートル以内のもの 17,500 円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 2,500 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 32,500 円</p>
----	---	------------------------	---

(オ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トルを超え 10,000
平方メートル以内
のもの

56,000 円

(カ) 床面積の合計が
10,000 平方メー
トルを超え 20,000
平方メートル以内
のもの

92,500 円

(キ) 床面積の合計が
20,000 平方メー
トルを超え 30,000
平方メートル以内
のもの

114,000 円

(ク) 床面積の合計が
30,000 平方メー
トルを超えるもの

121,500 円

(2) 前号以外の場合

ア 1戸建の住宅

28,500 円

イ 共同住宅等 次に
掲げる区分に応じそ
れぞれに定める額を
申請住戸数で除して
得た金額（当該金額
に 100 円未満の端数
があるときは、これ
を切り捨てる。）

(ア) 床面積の合計が
500 平方メートル
以内のもの

63,500 円

(イ) 床面積の合計が
500 平方メー
トルを超え 1,000 平方
メートル以内のも
の

100,000 円

(ウ) 床面積の合計が
1,000 平方メー
トルを超え 2,500 平
方メートル以内の
もの

194,500 円

			<p>(エ) 床面積の合計が 2,500 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 346,000 円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 592,500 円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの 1,093,500 円</p> <p>(キ) 床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの 1,561,500 円</p> <p>(ク) 床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの 1,912,000 円</p>
48	長期優良住宅法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（長期優良住宅法第 8 条第 2 項において準用する長期優良住宅法第 6 条第 2 項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料	別表第 2 の 4 6 の項第 1 号の額に、前項第 1 号ア又は第 2 号アに掲げる額（共同住宅等については、同項第 1 号イ又は第 2 号イに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）を加算し、別表第 2 の 4 6 の項第 2 号又は第 3 号に掲げる場合はそれぞれ該当する第 2 号又は第 3 号に定める額を更に加算して得た金額（共同住宅等については、当該金額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成26年2月25日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画及び低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料のうち構造計算適合性判定に係る手数料の額を改定するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。